

平成30年度 起業支援事業 募集期間 4月2日～12月28日

産業の振興及び活性化を目的として、独創性及び発展性をもって起業する方に補助金を交付します。

対象

次の全ての条件を満たす方が対象になります。

- 個人事業者の場合は、起業の日に市内に住所を有している方
- 市内に事務所を設置又は設置を予定している方
- 市税を完納している方

注) 加盟小売店又は既に事業を営んでいる方は対象になりません。

注) 国・県など他の補助金を受ける場合は対象になりません。

注) 農業・医療業など一部対象にならない業種があります。

※ご不明な場合は、真庭市産業サポートセンターへご確認ください。

補助

補助額：上限100万円（補助率1／2以内）

注) まにわ創業塾、プレ・インキュベーションセミナー又は女性創業支援研修(創業塾)初級コース/中・上級コースを履修し、特定創業支援事業証明書を取得された方は、上限額が**150万円に拡大**されます。

注) 対象経費は、設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費で、起業に要する経費であることが明確でない場合は、対象外となります。

注) 対象経費の合計が50万円未満の場合は、対象外となります。

流れ

① 真庭商工会等に相談し、起業のための事業計画書を作成してください。

② 補助金交付申請書に事業計画書及び必要書類を添えて、真庭市産業サポートセンターへ提出してください。

③ 審査を経た後、補助金交付決定通知が送付されます。

※交付決定以降に発生した必要経費が補助対象となります。

④ 事業完了後1カ月以内又は3月末のいずれか早い日までに実績報告書を真庭市産業サポートセンターへ提出し、補助金の交付額が確定します。その後、請求にもとづき、指定の口座へ補助金を振り込みます。

⑤ 事業年度の1年以内に起業後の営業報告を真庭市産業サポートセンターに提出いただきます。

期間

予算が終了した場合は、平成30年度の募集を終了します。

義務

○事業完了後5年間は、次の制限があります。

①途中で市外へ移転する場合又は事業を中止する場合

②補助事業により取得した補助対象設備を処分する場合

※上記を実施する場合は市の承認が必要になりますので、真庭市産業サポートセンターへ、お早めにご相談ください。

○事業実施にあたっては、通帳等により収入支出が分かるようにしてください。(原則として領収書のみは支出の証明となりません。)

お問い合わせは、真庭市産業サポートセンター(真庭商工会内)

TEL(0867)42-4375 FAX(0867)42-4337まで

詳しくはホームページで

真庭市産業サポートセンター

検索

